

お忘れではありませんか？ 年金生活者支援給付金の請求について

令和元年 10 月から年金生活者支援給付金制度がはじまりました。

平成 31 年 4 月 1 日時点で年金生活者支援給付金の対象となる方には、9 月頃に日本年金機構から請求手続きのご案内が送付されています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に氏名等を記入し、日本年金機構へ請求してください。

令和元年 12 月 27 日（必着）までに請求された場合は、10 月分まで遡って支給されますが、令和 2 年 1 月以降に請求された場合は、請求した月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

年金生活者支援給付金請求書を紛失または送付されているか不明な場合や、以下の受給要件に該当すると思われる場合等、給付金請求に関することについては、給付金専用ダイヤルまたは国保年金課年金係にお問い合わせください。

◇対象となる方（受給要件）

- 1、老齢基礎年金を受給している方で、次の①～③の要件をすべて満たしている方
 - ①65 歳以上である。
 - ②世帯員全員の市民税が非課税となっている。
 - ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である。
- 2、障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約 462 万円以下の方
- 3、遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約 462 万円以下の方

◇日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

◇問い合わせ：給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

※050 で始まる電話の方は ☎03-5539-2216（一般電話）

国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

配偶者の扶養をはずれた20歳以上60歳未満の妻(夫)の皆様へ 国民年金の手続きはお済みですか？

厚生年金保険や共済組合に加入する配偶者の健康保険被扶養者で、20歳以上60歳未満の妻(夫)は、第3号被保険者となり、国民年金保険料は配偶者が加入する年金制度が一括負担します。

しかし次の場合、第3号被保険者から、国民年金保険料を被保険者自身が納めなくてはならない第1号被保険者への切り替え届出が必要です。

(1) 会社員または公務員の夫(妻)が

①退職した ②脱サラして自営業を始めた ③65歳を超えた ④亡くなった

(2) 会社員または公務員の夫(妻)と離婚した

(3) 妻(夫)自身の年収が増えて、配偶者の健康保険の被扶養者からはずれた など

★保険料額：月額 16,410 円（令和元年度）

★手続き窓口：市役所 1 階 国保年金課 年金係

★手続きに必要なもの：

1. 次の【A】または【B】

【A】マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
及び本人確認書類（運転免許証等）

【B】年金手帳

※【A】【B】どちらもない場合は、運転免許証等本人確認できるもの

2. 扶養からはずれた日のわかる書類の写し（健康保険被扶養者資格喪失証明書等）

◇問い合わせ 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530